【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 2025年2月26日

【計算期間】 第1期中(自 2024年5月31日 至 2024年11月30日)

【ファンド名】 インベスコ S&P 500イコール・ウェイト・ファンド

【発行者名】 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー14階

【事務連絡者氏名】 塚本 直樹

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー14階

【電話番号】 (03)6447-3087

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1) 【投資状況】(2024年12月30日現在)

投資資産の種類 国/地域		時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券アメリカ		538,685,637	98.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		5,471,849	1.00
合 計(純資産総額)		544,157,486	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	純資産総額	1口当たり	1口当たり
	(百万円)	(百万円)	純資産額(円)	純資産額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2024年 5 月末日	1	-	1.0000	-
2024年 6 月末日	9	-	1.0346	-
2024年 7 月末日	91	-	1.0152	-
2024年 8 月末日	101	-	0.9826	-
2024年 9 月末日	144	-	0.9947	-
2024年10月末日	240	-	1.0659	-
2024年11月末日	429	-	1.0964	-
2024年12月末日	544	-	1.0902	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

		収益率(%)
第1期中間計算期間		9.64
(自 2024年5月31日	至 2024年11月30日)	9.64

- (注1)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た 数に100を乗じて得た数を記載しております。
- (注2)第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

2【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1 期中間計算期間 (自 2024年 5 月31日 至 2024年11月30日)	496,080,158	104,163,653

(注1)設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2)本邦外における設定、解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年5月31日から2024年11月30日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

インベスコ S&P 500イコール・ウェイト・ファンド

(1)【中間貸借対照表】

負債純資産合計

(単位:円)

438,812,996

	(112.13)
	当中間計算期間 (2024年11月30日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	9,137,142
コール・ローン	2,817,851
投資信託受益証券	426,857,987
未収利息	16
流動資産合計	438,812,996
資産合計	438,812,996
負債の部	
流動負債	
未払金	8,217,339
未払解約金	599,735
未払受託者報酬	14,497
未払委託者報酬	202,802
その他未払費用	72,329
流動負債合計	9,106,702
負債合計	9,106,702
純資産の部	
元本等	
元本	391,916,505
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	37,789,789
元本等合計	429,706,294
純資産合計	429,706,294

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

2)【中间損益及び剰宗金計算書】	(単位:円)
	当中間計算期間 自 2024年 5 月31日 至 2024年11月30日
受取配当金	481,414
受取利息	1,048
有価証券売買等損益	21,573,568
為替差損益	5,267,974
営業収益合計	16,788,056
三型 営業費用	
受託者報酬	14,497
委託者報酬	202,802
その他費用	151,352
営業費用合計	368,651
営業利益又は営業損失()	16,419,405
経常利益又は経常損失()	16,419,405
中間純利益又は中間純損失()	16,419,405
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,220,026
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,650,760
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	24,650,760
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,060,350
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	2,060,350
中間剰余金又は中間欠損金()	37,789,789

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価 投資信託受益証券

基準及び評価方 法

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額、外国金融商品 市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号口に規定 するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについて は、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者から提示される気配相場 に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等 為替予約取引

の評価基準及び 評価方法

為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場 の仲値によって計算しております。

諸表作成のため の重要な事項

3. その他中間財務 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12 年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもっ て記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通 貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金 勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外 国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算 し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の 邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差 額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

当中間計算期間 (2024年11月30日現在)				
1.期首元本額	1,000,000円			
期中追加設定元本額	495,080,158円			
期中解約元本額	104,163,653円			
2.中間計算期間末日における受益権の総数	391,916,505□			

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

١	(11句段血次の物水並引升自に関する圧的)
	当中間計算期間
	自 2024年 5 月31日
	至 2024年11月30日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

TE D	当中間計算期間
項目	(2024年11月30日現在)

半期報告書(内国投資信託受益証券)

1. 中間貸借対照表 計上額、時価及 額はありません。 びこれらの差額

中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差

- 2.時価の算定方法
- (1)有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

- (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。
- (3)上記以外の金融商品

上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価 は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額として おります。

3. 金融商品の時価 の補足事項

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているた 等に関する事項しめ、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま す。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

当中間計算期間 (2024年11月30日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

当中間計算期間 (2024年11月30日現在)

1口当たり純資産額 1.0964円

(1万口当たり純資産額 10,964円)

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2024年12月末	資本金:4,000百万円
現在の状況	発行可能株式総数:56,400株
	発行済株式総数:40,000株
直近5カ年における主	該当事項はありません。
な資本金の額の増減	

(2)【事業の内容及び営業の状況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会 社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金 融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資 運用業)を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第二種金融商 品取引業を行っています。			
運用する投資信託財	(2024年12月30日現在)			
産の合計純資産総額	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位:百万円)	
	株式投資信託	124	8,593,854	
	公社債投資信託	2	858	
	合計	126	8,594,712	
	*ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。			

(3)【その他】

訴訟事件その他重要事項

訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59 号、以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する 内閣府令」 (平成19年8月6日内閣府令第52号) に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年 大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府 令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

	前事業年度		当事業年度	
	(2022年12月31日)		(2023年12月31日)	
科目	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		3,236,636		5,730,905
前払費用		108,908		113,218
未収入金		491,010		414,880
未収委託者報酬		760,616		1,015,841
未収運用受託報酬		761,870		762,007
未収投資助言報酬		17,791		14,171
短期貸付金 1		1,500,000		1,500,000
その他の流動資産		2,758		156
流動資産計		6,879,592		9,551,181
固定資産				
有形固定資産 2				
建物附属設備	85,342		67,504	
器具備品	45,740		38,000	
建設仮勘定	9,676		41,805	
リース資産	2,313	143,073	-	147,310
無形固定資産				
ソフトウェア	58,599		42,604	
ソフトウェア仮勘定	161		1,332	
電話加入権	5,932		6,128	
のれん	187,339		162,360	
顧客関連資産	1,004,224	1,256,257	870,327	1,082,753
投資その他の資産				
投資有価証券	3,341		5,097	
差入保証金	379,954		380,572	
繰延税金資産	544,593		592,754	
その他の投資	1,928	929,817	2,880	981,305
固定資産計		2,329,148		2,211,369
資産合計		9,208,740		11,762,550

半期報告書(内国投資信託受益証券)

	前事業年度			
	(2022年1	2月31日)		-12月31日)
科目	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		41,063		46,672
リース債務		2,554		-
未払金				
未払償還金	57		57	
未払手数料	185,551		298,505	
その他未払金	445,853	631,463	1,163,384	1,461,948
未払費用		283,683		264,782
未払法人税等		32,144		510,920
未払消費税等		75,514		414,783
賞与引当金		1,238,496		1,393,359
その他の流動負債		25,883		27,248
流動負債計		2,330,803		4,119,715
固定負債				
長期預り金		117,535		117,535
退職給付引当金		809,385		832,963
役員退職慰労引当金		101,666		86,260
資産除去債務		124,634		124,583
固定負債計		1,153,222		1,161,342
負債合計		3,484,025		5,281,057
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	316,191	316,191	1,072,958	1,072,958
利益剰余金合計		316,191		1,072,958
株主資本合計		5,723,144		6,479,912
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,570		1,581
評価・換算差額等合計		1,570		1,581
純資産合計		5,724,715		6,481,493
負債・純資産合計		9,208,740		11,762,550

(2)【損益計算書】

				(単位:十円)
		業年度	当事業年度	
	(自 202	2年1月1日	(自 202	23年1月1日
	至 202	2年12月31日)	至 202	23年12月31日)
科目	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		5,087,840		12,944,207
運用受託報酬		3,044,397		2,900,872
投資助言報酬		128,504		83,105
その他営業収益		2,530,984		2,555,477
営業収益計		10,791,727		18,483,663
営業費用				
支払手数料		2,035,648		6,019,715
広告宣伝費		116,378		158,817
調査費				
調査費	447,375		439,585	
委託調査費	1,328,152		2,898,337	
図書費	2,491	1,778,018	2,299	3,340,222
委託計算費		359,575		419,265
営業雑経費				
通信費	9,656		9,936	
印刷費	82,712		77,679	
協会費	19,462	111,831	21,904	109,520
営業費用計		4,401,453		10,047,542
一般管理費				
給料				
役員報酬	99,143		100,661	
給料・手当	1,651,850		1,662,544	
賞与	230,603	1,981,597	248,965	2,012,171
交際費		12,364		30,154
寄付金		1,374		1,180
旅費交通費		26,017		83,728
租税公課		86,587		101,444
不動産賃借料		338,267		328,108
退職給付費用		207,070		233,306
役員退職慰労引当金繰入額		12,524		14,442
賞与引当金繰入額		1,247,619		1,429,354
減価償却費		235,413		225,940
福利厚生費		231,895		242,172
諸経費		1,669,020		2,573,988
一般管理費計		6,049,753		7,275,991
営業利益		340,520		1,160,129

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(E06479)

半期報告書(内国投資信託受益証券)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 業年度	小車	<u>(</u>
			l	
	(2年1月1日	(自 2023年1月1日	
		2年12月31日)		23年12月31日)
科目	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息 1		38,472		30,416
保険配当金		5,314		5,243
ヘッジコスト配賦利益		-		38,939
雑益		120		168
営業外収益計		43,906		74,768
営業外費用				
支払利息		10		2
為替換算差損		26,420		9,811
固定資産除却損		794		125
ヘッジコスト配賦損失		56,044		-
営業外費用計		83,270		9,939
経常利益		301,157		1,224,958
税引前当期純利益		301,157		1,224,958
法人税、住民税及び事業税		111,475		516,357
法人税等調整額		79,877		48,166
法人税等計		191,352		468,191
当期純利益		109,805		756,767

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		資本乘	剣余金	利益剰余金		
	資本金		資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	合計	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,206,386	1,206,386	6,613,339
当期変動額						
当期純利益				109,805	109,805	109,805
剰余金の配当				1,000,000	1,000,000	1,000,000
株主資本以外の項						
目の当期の変動額						
(純額)						
当期変動額合計	_	_	_	890,194	890,194	890,194
(千円)	_		_	090,194	090,194	090,194
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	316,191	316,191	5,723,144

			(単位:十円)
	評価・換算	章差額等	
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,650	1,650	6,614,989
当期変動額			
当期純利益			109,805
剰余金の配当			1,000,000
株主資本以外の項			
目の当期の変動額	79	79	79
(純額)			
当期変動額合計	79	79	890,274
(千円)	79	79	890,274
当期末残高	1,570	1,570	5,724,715

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

						(半四・1円)
	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	資本金		277.1.24.74.0		利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	合計	繰越利益 剰余金	繰越利益 合計	
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	316,191	316,191	5,723,144
当期変動額						
当期純利益				756,767	756,767	756,767
剰余金の配当				-	-	-
株主資本以外の項						
目の当期の変動額						
(純額)						
当期変動額合計 (千円)	-	-	-	756,767	756,767	756,767
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,072,958	1,072,958	6,479,912

			(一座・ココノ
	評価・換り		
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,570	1,570	5,724,715
当期変動額			
当期純利益			756,767
剰余金の配当			-
株主資本以外の項			
目の当期の変動額	10	10	10
(純額)			
当期変動額合計	10	10	756 770
(千円)	10	10	756,778
当期末残高	1,581	1,581	6,481,493

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価 は、移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降 に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5~18年

器具備品 3~15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性 を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はあ りません。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を 計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支 給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差 益又は為替換算差損として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

半期報告書(内国投資信託受益証券)

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の 運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)成功報酬

成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

(4)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

(5)その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」といいます。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

短期貸付金(単位:千円)前事業年度
(2022年12月31日)当事業年度
(2023年12月31日)1,500,0001,500,000

2 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

		(+14.113)
	前事業年度	当事業年度
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	496,099	516,866

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年1月1日	(自 2023年1月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
受取利息	38,472	30,416

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2022年 3 月30日	普通株式	1,000	2021年12月31日	2022年 3 月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	40,000	-	-	40,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

半期報告書(内国投資信託受益証券)

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

(リース取引関係)

1.オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
1年内	249,762	249,762
1年超	666,032	416,270
合計	915,794	666,032

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金 (主にグループ本社より資本増資)を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない 方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、 国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

前事業年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表	時価(*)	差額
	計上額(*)	најш()	<u> </u>
投資有価証券			
その他有価証券	3,341	3,341	-
差入保証金	379,954	372,816	7,137
資産計	383,295	376,158	7,137
長期預り金	(117,535)	(115,252)	2,282
負債計	(117,535)	(115,252)	2,282

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

当事業年度(2023年12月31日)

	1	`	<u> </u>
	貸借対照表	時価(*)	差額
	計上額(*)	н о (ш (<i>)</i>	左 积
投資有価証券			
その他有価証券	5,097	5,097	-
差入保証金	380,572	377,168	3,403
資産計	385,670	382,266	3,403
長期預り金	(117,535)	(116,446)	1,088
負債計	(117,535)	(116,446)	1,088

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2022年12月31日)

該当ありません。

なお、(金融商品関係)の「2.金融商品の時価等に関する事項」に記載の「投資有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5-2項の注記を行っておりません。

当事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

			·	(1 1 1 1 2)
		時	価	
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	5,097	-	5,097
資産計	-	5,097	-	5,097

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

				(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		時価		
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
差入保証金	-	372,816	-	372,816
資産計	-	372,816	-	372,816
長期預り金	-	(115,252)	-	(115,252)
負債計	-	(115, 252)	-	(115,252)

当事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

				<u> </u>
	時価			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
差入保証金	-	377,168	-	377,168
資産計	-	377,168	-	377,168
長期預り金	-	(116,446)	-	(116,446)
負債計	-	(116,446)	-	(116,446)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

[「]投資有価証券」

半期報告書(内国投資信託受益証券)

当事業年度末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル1には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル2に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値に より算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	3,236,636	-	-
(2)未収入金	491,010	-	-
(3)未収委託者報酬	760,616	-	-
(4)未収運用受託報酬	761,870	-	-
(5)未収投資助言報酬	17,791	-	-
(6)短期貸付金	1,500,000	-	-
(7)差入保証金	-	379,954	-
合計	6,767,925	379,954	-

当事業年度(2023年12月31日)

			(+1× · 113)
	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	5,730,905	-	-
(2)未収入金	414,880	-	-
(3)未収委託者報酬	1,015,841	-	-
(4)未収運用受託報酬	762,007	-	-
(5)未収投資助言報酬	14,171	-	-
(6)短期貸付金	1,500,000	-	-
(7)差入保証金	-	380,572	-
合計	9,437,806	380,572	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

			<u> </u>
	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,077	3,341	2,264
小計	1,077	3,341	2,264
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,077	3,341	2,264

当事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

			(+ 12 + 1 1 3 /
	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	2,818	5,097	2,279
小計	2,818	5,097	2,279
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	2,818	5,097	2,279

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:千円)_
	前事業年度
	(2022年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	805,942
退職給付費用	172,579
退職給付の支払額	122,657
その他の未払金への振替額	46,478
退職給付引当金の期末残高	809,385

(2)退職給付に関連する損益

	(単位:千円)_
	前事業年度
	(自 2022年1月1日
	至 2022年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	172,579

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)において、34,490千円であります。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

		(単位:千円)
		当事業年度
		(2023年12月31日)
	退職給付引当金の期首残高	809,385
	退職給付費用	199,811
	退職給付の支払額	143,859
	その他の未払金への振替額	32,373
	退職給付引当金の期末残高	832,963
(2)退職給付に関連する損益	(単位:千円)
		(辛և・口コ <i>)</i> _ 当事業年度
		当事業牛及 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
	 簡便法で計算した退職給付費用	199,811

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)において、33,495千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)
繰延税金資産		
 賞与引当金	379,227	426,646
未払費用	37,043	30,718
未払退職金	29,464	33,198
株式報酬費用	79,237	57,767
退職給付引当金	247,833	255,053
役員退職給付引当金	31,130	26,412
資産除去債務	38,163	38,147
その他	29,934	52,119
繰延税金資産小計	872,035	920,063
評価性引当額	317,127	319,613
繰延税金資産合計	554,908	600,450
繰延税金負債		
資産除去債務	9,621	6,997
その他有価証券評価差額金	693	697
繰延税金負債合計	10,315	7,695
繰延税金資産(負債)の純額	544,593	592,754

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

0.1%

0.5%

38.2%

前事業年度(2022年12月31日)

過年度法人税等調整額

税効果会計適用後の法人税等の負担率

その他

法定実効税率	30.6%
(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目	26.9%
住民税均等割等	1.2%
評価性引当額の増減額	1.6%
過年度法人稅等調整額	0.7%
その他	2.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.5%
車業年度(2022年42日24日)	
事業年度(2023年12月31日) ————————————————————————————————————	
法定実効税率	30.6%
(調整)	
(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目	6.3%
(調整)	6.3% 0.3%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は 0.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年1月1日	(自 2023年1月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
当期首残高	124,686	124,634
時の経過による調整額	51	51
当期末残高	124,634	124,583

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	5,087,840	2,786,700	128,504	2,530,984	10,534,030
成功報酬	-	257,697	-	-	257,697
合計	5,087,840	3,044,397	128,504	2,530,984	10,791,727

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

					<u> </u>
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	12,944,207	2,769,240	83,105	2,555,477	18,352,030
成功報酬	-	131,632	-	-	131,632
合計	12,944,207	2,900,872	83,105	2,555,477	18,483,663

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 重要な会計方針に関する注記の5.収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本	米国	区欠州	その他	合計
1,631,363	2,259,198	1,574,695	238,629	5,703,887

- (注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
- (注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上 把握しえないため、除外しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,567,972	投資運用業
Invesco Management SA	271,145	投資運用業

(2)委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3)運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4)投資助言報酬

半期報告書(内国投資信託受益証券)

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省 略しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本	米国	区欠州	その他	合計
1,580,930	2,219,039	1,530,711	208,774	5,539,456

- (注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
- (注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上 把握しえないため、除外しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1)その他営業収益

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,610,738	投資運用業
Invesco Management SA	273,018	投資運用業

(2)委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3)運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4)投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。 当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley- on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,200,380 千米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	38,472	短期貸付金	1,500,000

(注1)資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種类	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley- on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,243,635 千米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	利息の受取	30,416	短期貸付金	1,500,000

- (注1)資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の 再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,763,244	未収入金	264,565
親会社の子会社	Invesco	37A Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg	70,207 千ユーロ	投資運用業	なし	投資顧問契約の 再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,395,776	未収入金	115,224

- (注1)取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
- (注2)運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ 内のポリシーにより決定しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

	<u> </u>									
種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers,Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,889,048 千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の 再委任等	運用受託報酬及 びその他営業収 益の受取	1,732,401	未収入金	222,769
親会社の子会社	Invesco Management SA	37A Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg	80,409 千ユーロ	投資運用業	なし	投資顧問契約の 再委任等	運用受託報酬及 びその他営業収 益の受取	1,367,301	未収入金	85,432
親会社の子会社	Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley- On-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	136,037 千ポンド	投資運用業	なし	投資顧問契約の 再委任等	委託調査費の 支払	2,224,525	その他未払金	306,016

- (注1)取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
- (注2)運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ 内のポリシーにより決定しております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holdings Company Ltd. (非上場)

Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年原 (自 2022年 1 至 2022年12	月1日	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)			
1 株当たり純資産額		1株当たり純資産額			
 1 株当たり当期純利益金額	143,117円88銭	│ │1 株当たり当期純利益金額	162,037円33銭 領		
	2,745円12銭		18,919円18銭		

半期報告書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益(千円)	109,805	756,767
普通株式に係る当期純利益(千円)	109,805	756,767
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

	当中間会	会計期間	
	(2024年6月30日)		
科目	内訳	金額	
(資産の部)			
流動資産			
預金		6,467,936	
前払費用		67,127	
未収入金		397,590	
未収委託者報酬		1,218,137	
未収運用受託報酬		362,185	
未収投資助言報酬		11,966	
短期貸付金		500,000	
流動資産計		9,024,944	
固定資産			
有形固定資産 1			
建物附属設備	58,584		
器具備品	78,555		
建設仮勘定	36,183	173,324	
無形固定資産			
ソフトウェア	37,737		
ソフトウェア仮勘定	986		
電話加入権	6,328		
のれん	149,871		
顧客関連資産	803,379	998,302	
投資その他の資産			
投資有価証券	3,174		
差入保証金	381,158		
繰延税金資産	300,697		
その他の投資	3,194	688,224	
固定資産計		1,859,851	
資産合計		10,884,795	

		(単位:千円)	
	当中間会		
41-		6月30日)	
科目	内訳	金額	
(負債の部)			
流動負債			
預り金		41,586	
未払金			
未払手数料	392,042		
その他未払金	899,910	1,291,952	
未払費用		230,584	
未払法人税等		403,498	
未払消費税等 2		409,007	
賞与引当金		675,740	
その他の流動負債		21,904	
流動負債計		3,074,275	
固定負債			
長期預り金		117,535	
退職給付引当金		832,598	
役員退職慰労引当金		92,398	
資産除去債務		124,557	
固定負債計		1,167,090	
負債合計		4,241,366	
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		4,000,000	
資本剰余金			
資本準備金	1,406,953	1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	1,235,015	1,235,015	
利益剰余金合計		1,235,015	
株主資本合計		6,641,968	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		1,460	
評価・換算差額等合計		1,460	
純資産合計		6,643,429	
負債・純資産合計		10,884,795	

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間		
	(自 2024年1月1日		
	至 2024年6月30日)		
科目	金額		
営業収益			
委託者報酬	12,390,266		
運用受託報酬	1,359,065		
投資助言報酬	34,686		
その他営業収益	1,351,315		
営業収益計	15,135,333		
営業費用			
支払手数料	6,003,926		
その他営業費用	3,320,818		
営業費用計	9,324,745		
一般管理費 1	3,976,383		
営業利益	1,834,203		
営業外収益 2	44,947		
営業外費用 3	76,323		
経常利益	1,802,827		
税引前中間純利益	1,802,827		
法人税、住民税及び事業税	348,659		
法人税等調整額	292,110		
法人税等計	640,770		
中間純利益	1,162,056		

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の基準価額により評価しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、資産除去債務に係る建物附属設備及び平成28年4月1日以降に取得 した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5~18年

器具備品 3~15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当中間会計期間末における自己都合退職による要支 給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の 運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)成功報酬

成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

(4)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

(5) その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

5 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換 算差損益として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)当中間会計期間末
(2024年6月30日)有形固定資産の減価償却累計額531,659

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日
	至 2024年6月30日)
有形固定資産	25,872
無形固定資産	87,118

2 営業外収益の主要な項目は、次のとおりであります。

	(単位:千円)	
	当中間会計期間	
	(自 2024年1月1日	
	至 2024年6月30日)	
ヘッジコスト配賦損益	31,529	
受取利息	13,111	

3 営業外費用の主要な項目は、次のとおりであります。

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日
	至 2024年6月30日)
* ## ## ## ** ## ## ## ## ## ## ## ## ##	70.000

為替換算差損 76,286

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	(単位・十円)
	当中間会計期間末
	(2024年6月30日)
1年以内	249,762
1年超	291,389
合計	541,151

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(E06479)

半期報告書(内国投資信託受益証券)

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借契約によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

当中間会計期間末(2024年6月30日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表	時価(*)	差額
	計上額(*)	н д Ш (左領
投資有価証券			
その他有価証券	3,174	3,174	-
差入保証金	381,158	377,278	3,880
資産計	384,332	380,452	3,880
長期預り金	(117,535)	(116,294)	1,240
負債計	(117,535)	(116,294)	1,240

^(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

				(+ 12 + 113 /
	時価			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	3,174	-	3,174
資産計	-	3,174	-	3,174

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

				(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	時価			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
差入保証金	-	377,278	-	377,278
資産計	-	377,278	-	377,278
長期預り金	-	(116,294)	-	(116,294)
負債計	-	(116,294)	-	(116,294)

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

中間会計期間末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル1には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル2に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値に より算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末(2024年6月30日)

区分	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,068	3,174	2,105
小計	1,068	3,174	2,105
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,068	3,174	2,105

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額の増減

	(単位:千円)	
	当中間会計期間	
	(自 2024年1月1日	
	至 2024年6月30日)	
当期首残高	124,583	
時の経過による調整額	25	
当中間会計期間末残高	124,557	

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	12,390,266	1,158,603	34,686	1,351,315	14,934,871
成功報酬	-	200,462	-	-	200,462
合計	12,390,266	1,359,065	34,686	1,351,315	15,135,333

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 重要な会計方針に関する注記の5.収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

				<u> </u>	
日本	米国	区欠州	その他	合計	

907,148 1,231,912	511,111 94,89	2,745,067
-------------------	---------------	-----------

- (注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
- (注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託には公募投信が多数含まれており、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

その他営業収益については、営業収益の10%を超える顧客がいないため、記載を省略しております。

(2)委託者報酬

委託者報酬については、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として、 当事業年度より開示しております。

(単位:千円)

	(1 1 - 1 1 3 /
ファンド名称	委託者報酬
インベスコ 世界厳選株式オープン < 為替ヘッジなし > (毎月決算型)	10,336,999

(3)運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4)投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 (2024年6月30日)	
(1)1株当たり純資産額	166,085円73銭	

	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
(2)1株当たり中間純利益金額	29,051円42銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	1,162,056
普通株式に係る中間純利益 (千円)	1,162,056
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000

⁽注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年3月6日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊 原 康 太業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」 に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事 業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注 記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施 していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基 づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月6日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊 原 康 太 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度の中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間 監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の 倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手し たと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して 投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立 の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性が あり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重 要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財 務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年1月17日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 榊 原 康 太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられているインベスコ S&P 500イコール・ウェイト・ファンドの2024年5月31日から2024年11月30日までの中間 計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監 査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ S&P 500イコール・ウェイト・ファンドの2024年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年5月31日から2024年11月30日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監 査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手 続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基 づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表 示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合

は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。